

資料 1

令和 7 年度国庫補助制度に係る  
計画変更申請（案）について

令和 7 年 3 月 27 日

飯能市地域公共交通対策協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

修正前

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	往 18.4km 循環	145日	290回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	往 11.2km 循環	145日	290回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	往 16.2km 循環	145日	580回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統(飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往 15.1km 復 15.1km	364日	916.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 飯能駅系統(飯05)	飯能駅	新寺	中藤(青石橋)	往 12.9km 復 12.9km	247日	123.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 原市場地区行政センター系統(原市場01)	原市場地区行政センター	新寺	中沢	往 11.1km 復 11.1km	145日	145回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(7) 行政センター系統(原市場01-2)	原市場地区行政センター	新寺	中藤(青石橋)	往 8.9km 復 8.9km	145日	290回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(8) 新寺系統(原市場02)	新寺	堂西	中沢	往 7.3km 復 7.3km	364日	845回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(9) 新寺系統(原市場02-2)	新寺	堂西	中藤(青石橋)	往 5.1km 復 5.1km	364日	1105回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
飯能市 青梅市	国際興業(株)	(10) 小学校系統(南高麗01)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗小学校	間野黒指	往 11.1km 復 11.1km	245日	857.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—
飯能市	国際興業(株)	(11) 南高麗地区行政センター系統(南高麗02)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗地区行政センター	間野黒指	往 11.0km 復 11.0km	146日	146回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—
	国際興業(株)	(12) 行政センター系統(南高麗02-2)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗地区行政センター	南高麗	往 8.4km 復 8.4km	146日	146回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

修正後

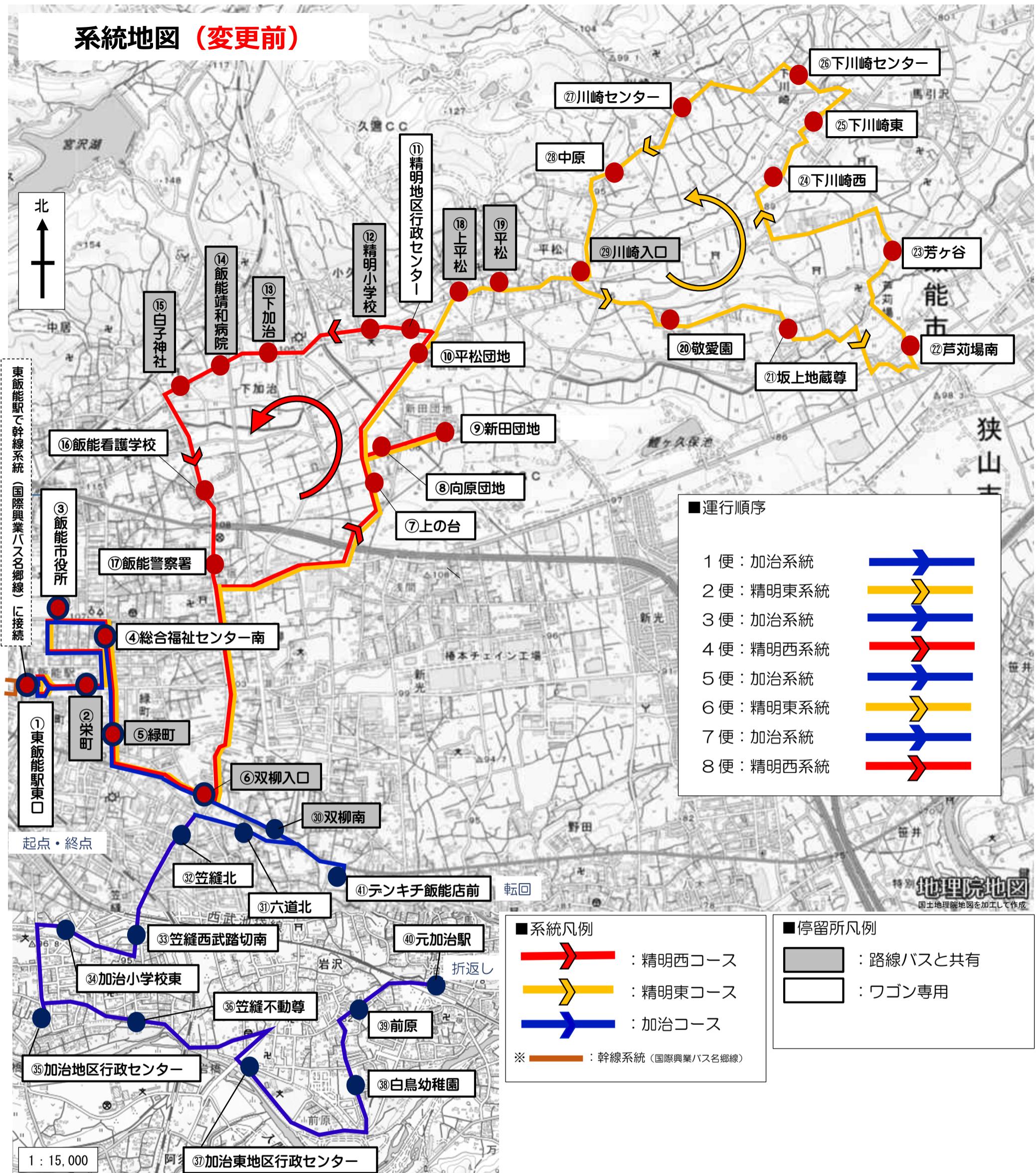
令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	往 18.4km 循環	145日	290回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	往 11.2km 循環	145日	290回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	往 16.5km 循環	145日	580回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統(飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往 15.1km 復 15.1km	364日	916.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 飯能駅系統(飯05)	飯能駅	新寺	中藤(青石橋)	往 12.9km 復 12.9km	247日	123.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 原市場地区行政センター系統(原市場01)	原市場地区行政センター	新寺	中沢	往 11.1km 復 11.1km	145日	145回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(7) 行政センター系統(原市場01-2)	原市場地区行政センター	新寺	中藤(青石橋)	往 8.9km 復 8.9km	145日	290回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(8) 新寺系統(原市場02)	新寺	堂西	中沢	往 7.3km 復 7.3km	364日	845回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(9) 新寺系統(原市場02-2)	新寺	堂西	中藤(青石橋)	往 5.1km 復 5.1km	364日	1105回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
飯能市 青梅市	国際興業(株)	(10) 小学校系統(南高麗01)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗小学校	間野黒指	往 11.1km 復 11.1km	245日	857.5回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—
飯能市	国際興業(株)	(11) 南高麗地区行政センター系統(南高麗02)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗地区行政センター	間野黒指	往 11.0km 復 11.0km	146日	146回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—
	国際興業(株)	(12) 南高麗地区行政センター系統(南高麗02-2)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗地区行政センター	南高麗	往 8.4km 復 8.4km	146日	146回	○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—

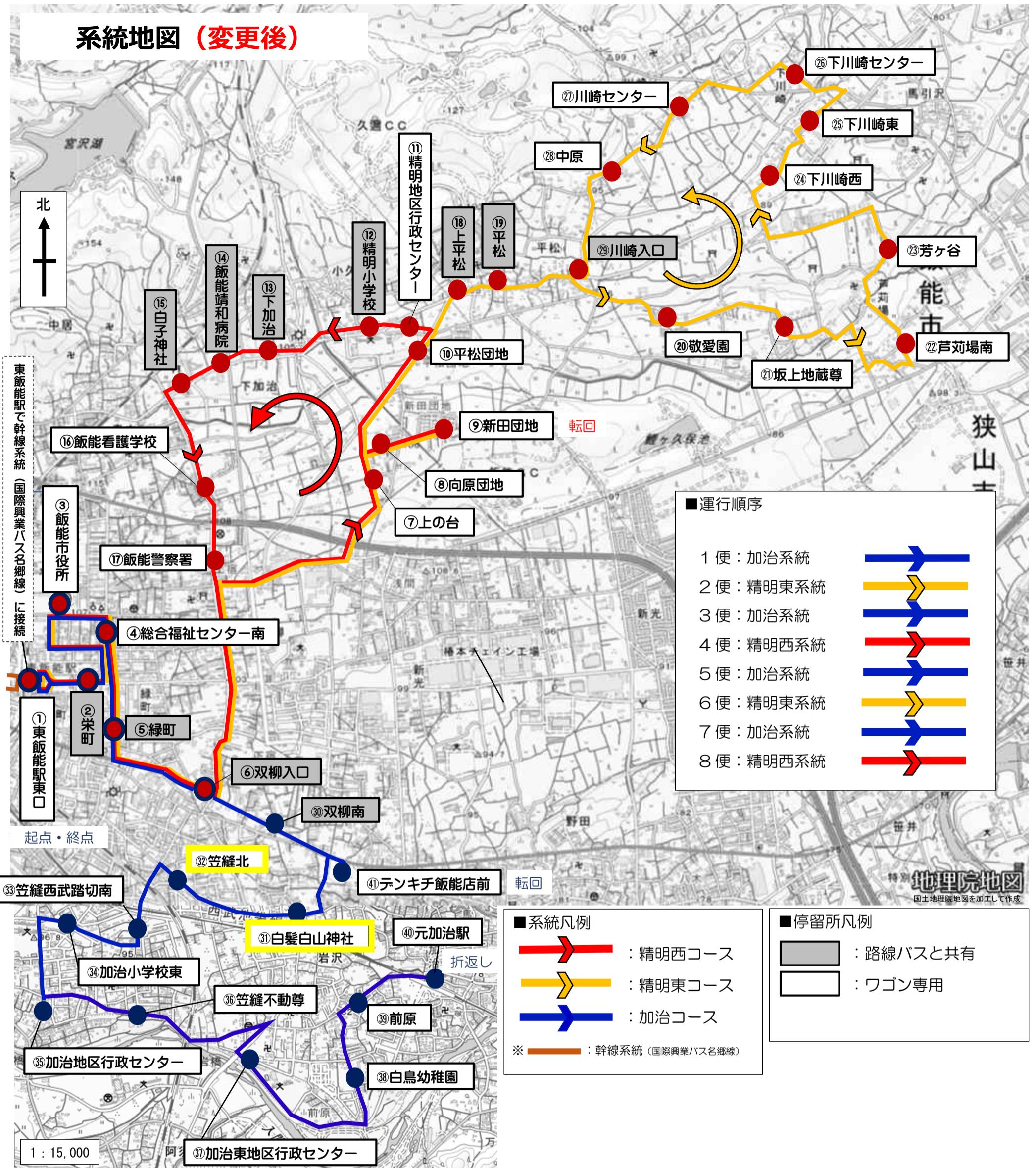
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 系統地図（変更前）



## 系統地図（変更後）



### ■フリー降車制度

乗車は停留所で行い、降車は運行ルート内の希望の場所でできる「フリー降車制度」を採用する。ただし、以下の場所は適用外とする。

- ・国道299号上
- ・法定の駐停車禁止場所
- ・その他、他の車両の通行を妨げるような狭あいな場所、カーブなどの見通しの悪い場所、傾斜や路面に段差のある場所

令和6年6月24日

令和7年3月27日変更

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### ○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

### ○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

#### ○精明地区、加治地区

- ・1便あたり平均利用者数（全系統合計）： 5人以上
- ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）： 20%以上

（第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

#### ○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

### （2）事業の効果

#### ○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

#### ○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に  
飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

(実施主体：市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施  
するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維  
持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持してい  
くことを地域の責務とする。

(実施主体：市、地域、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業  
者からの協賛制度等の方策について検討する。

(実施主体：地域、市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1のとおり

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に  
対して運行費用から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

・総事業費 令和6年度 6,250千円 令和7年度～令和8年度 6,665千円

※総事業費は見込みであり、変更の可能性あり。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2頁のとおり

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2頁のとおり

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を  
把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

### 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	
表 5 のとおり	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	該当なし
(2) 事業の効果	該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	該当なし
(2) 事業の効果	該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論	

- ・令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。
- ・令和5年5月31日 國土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。
- ・令和6年6月24日（第29回協議会）において、当計画別紙案について審議、承認された。
- ・**令和7年3月27日（第32回協議会）において、当計画別紙の変更案について審議、承認された。**

## 19. 利用者等の意見の反映状況

### ○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

### ○原市場地区、南高麗地区

国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県飯能市双柳1-1

(所 属) 飯能市市民生活部交通政策課

(氏 名) 山岸 豊

(電 話) 042-973-2111 (内線 617)

(e-mail) kotsu@city.hanno.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

6 飯交政発第 号  
令和7年3月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会  
住 所 埼玉県飯能市大字双柳1-1  
代表者氏名 会長 飯能市長 新井重治

地域公共交通計画変更認定申請書

令和6年9月25日付け国総地第125号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日 令和7年4月1日

○ 変更箇所 表1  
系統地図

○ 変更理由 運行経路の変更に伴い、系統キロ程、系統地図を変更する。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。